

相続の事前相談・問題整理・手続き代行

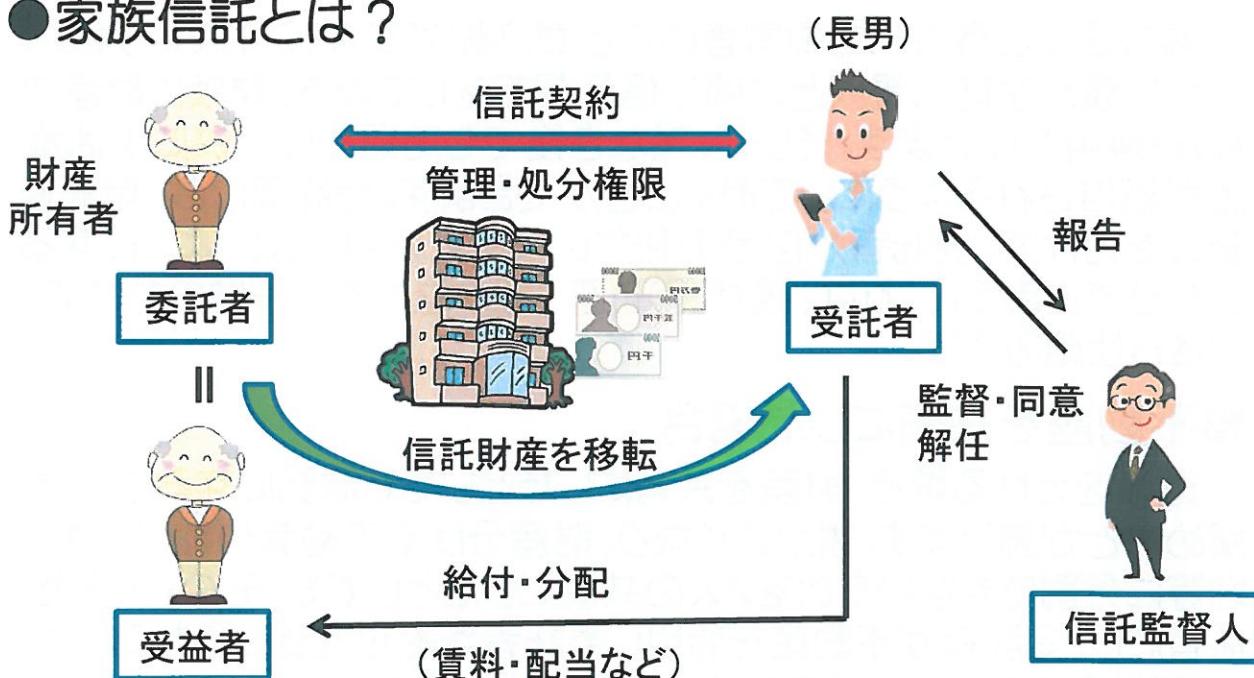
27年6月 伸寛だより NO23

家族信託の活用

「家族信託」という言葉をご存知ですか。今、徐々にですが次の様な場面で活用されています。

- ・認知症を発症した後も相続対策ができるのか
- ・財産を本家で守りたい(散逸させたくない)
- ・障害者の親なきあとをしっかりしておきたい
- ・共有で不動産を相続させたい 等々

● 家族信託とは？



財産を所有している委託者は、高齢のため財産管理・処分を長男(受託者)に任せることにしました。長男は、財産を運用し親に給付(分配)を行います。長男が財産の運用を親のために行っているか監視するため信託監督人を長男に付けます(家族で行うので家族信託といいます)



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

株式会社 伸 寛 (shin kan)

所 在： 海老名市柏ヶ谷1043番

代 表： 萩 原 和 雄

電 話： 046-292-7550

FAX： 046-292-7560



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

仲寛だより

●認知症になつても安心

委託者が元気なうちに受託者と契約し、財産の管理・運用・処分を受託者に任せます。元気なうちは受益者が自分であるため、収入等は委託者のものになります。

認知症になつても、引き続き受託者が管理・運用・処分をしますので生活は心配ありません。認知症状態でも、贈与や資金の借入れ、建物建築などの各種契約の締結が可能で、相続対策は可能です。

●障害者の親なきあと心配

親なきあと残された障害者のことが心配ですが、これも、子供のために親が生前に親族との間で信託契約をしておき、親族に財産の管理・運用を任せます。そして、親なき後でも定期的に子供に生活資金が給付されるようにしておくことができます。受託者には、信託監督人を付けて、受託者が自分の利益のために使用しないようにすることができます。これは、親が認知症状態になつても子供のためにできる仕組みです。

●不動産を共有にした場合

遺産を分ける場合、財産を共有にしたとしても信託にすることで、揉めごとが減ります。親が亡くなり、財産だけで不動産の様にうまく均等に分割できないものを2人の共有にしたとしても、その2人を受益者にし、受託者が不動産を活用し委託者が給付を受けられるようになります。

共有者の一人が認知状態になったとしても、受託者がいる限り不動産の管理等は問題ありません。万一、共有者のどちらが亡くなつても、その場合の対応を信託の中で事前に決めておくことができます。

早朝 相続勉強会 開催中（無料）

●日時 每月 第2土曜日 朝7時～8時

次回 7月 11日（土） 次々回 8月 8日（土）

●場所 伸寛事務所（相鉄線かしわ台駅 西口1分）

*参加ご希望の方は、事前にご連絡ください。